改正後

（販売従事登録の申請）

第百十五条の八　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出した書類については、当該申請書にその旨を付記したときは、この限りではない。

一　（略）

二　申請者の戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書（動物用医薬品登録販売者試験の申請時から氏名又は本籍に変更があった者については、戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書、日本国籍を有していない者については、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項並びに同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。））

三・四　（略）

3　（略）

様式第一号（第四条、第九十一条の二、第九十一条の八十関係）

（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の場合

（略）

（削る）

（略）

備　考

1～4　（略）

5　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

（二）医療機器又は体外診断用医薬品の場合

（略）

（削る）

（略）

備　考

1～4　（略）

5　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

改正前

（販売従事登録の申請）

第百十五条の八　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請者が法の規定による許可等の申請又は届出の際に当該申請書の提出先とされている都道府県知事に提出した書類については、当該申請書にその旨を付記したときは、この限りではない。

一　（略）

二　申請者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（日本国籍を有していない者については、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項並びに同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。））

三・四　（略）

3　（略）

様式第一号（第四条、第九十一条の二、第九十一条の八十関係）

（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の場合

（略）

収入印紙（消印をしないこと）

（略）

備　考

1～4　（略）

（新設）

（二）医療機器又は体外診断用医薬品の場合

（略）

収入印紙（消印をしないこと）

（略）

備　考

1～4　（略）

（新設）